

II-12

II
12

體育擔當地方事務官會議に於ける建議

山崎 321

「體育文化研究所を設置せられたい
 地方に體育課設置せられたい
 體育指導者再教育のための機關を設置せられたい
 體育運動振興に必要な最少限度の用具を急速に配給するやう手配し尙之等用具を免税するやう取計られたい

右本會議の決議に依り建議致します

昭和二十一年五月四日

體育擔當地方事務官一同

文部大臣 田中 耕太郎殿

2-6
12

大臣諮問事項「民主的體育振興の具體策について」に對する答申

終戦後に於ける本邦體育の現状は、過去の體育指導理念に對する疑惑と、諸種の困難なる事情により、動もすれば自信を失ひ、民主國家建設の樞要なる地位を占めなければならぬ。宜しく幾多の悪條件を克服して、速に體育本然の姿に立歸り、高級の施策を結集して、眞に民主的體育の強力な實施に當ることを必要とする。

一 體育指導方針の確立

民主主義體育は、自己の生命保存と社會協力成員としての資質の育成を目的とする純正な體育理念でなくてはならぬ。

之が爲めには劃一的訓練を根絶し、人格の尊重と自發能動により、個性を完成する樂しい體育運動、良いスポーツの實現でなくてはならぬ。

二 國立體育文化研究所の設置

醫學、力學、哲學等科學的見地より深遠にして確固不拔の體育理念の確立への研究機關の設置。

三 體育指導者養成機關の擴充強化並教育機關の分散的設置

四 體育指導者協會（假稱）の發達促進並助長
五 體育行政機構の民主化並強化

一 中央集權化を廢し、地方體育課の設置

二 中央及地方に於ける體育大事の民主化

六 體育實施並獎勵に關する方法

一 體育團體の民主的組織並運営

二 民衆の健全慰樂を目的とする運動種目の創意工夫並指導獎勵

三 社會體育、學校體育の一體化

七 體育施設の強化擴充及用具の圓滑なる配給

一 運動場の急速なる復元及新設

二 運動用具の生産促進

三 運動用具の課稅撤廢

八 バツヂテストの設置

九 女子體育の振興

一 女子體育指導者養成機關の強化

二 家庭生活の合理化

三 服裝の改善

十 學校衛生施設の整備擴充

一 學校の保健教育の強化並に公衆衛生の指導の徹底

二 學校衛生設備の擴充

三 學校校醫、學校養護婦の積極的活動の促進

十一 官民一體の體育振興會議の設置

一 スポーツの純正化とアマチニア精神の確立

二 スポーツの自主的管理機關の設置

十二 體育の宣傳啓蒙

青森地方事務官の學校體育教授要目制定に關する改正意見

一、教授の目的に當るべき項に左記事項を挿入すること

- (一) 身體各部の圓滿なる發育の助長促進
- (二) 明朗潤達にして剛健なる精神の涵養
- (三) 文化人として必要な教養ある個性の伸長
- (四) 道義心の昂揚
- (五) 情操の陶冶

二、教材は左記方針により選抜すること

- (一) 國民學校より大學に至るまで一貫せる體育理念を確立し、その理念下に教材を選擇すること
- (二) 兒童生徒本位のものたること
- (三) 兒童生徒の心理的發達段階に應じて適切な競技の選定に重點を置くこと
- (四) 男女性別を重視すること
- (五) 簡易にして興味あり且體育的效果多きものを選ぶこと
- (六) 多人數同時に實施し得る運動を選ぶこと

(七) 教材は必修と隨意に區分すること

(八) 基礎能力を昂めるに效果あるものを必修教材とすること

(九) リズムの運動を重視すること

(十) チームワークを必要とする運動を多く選ぶこと

(十一) 努めて特別な施設用具を必要としないものを選ぶこと

(十二) 正課體育と課外體育との連繫を保ち且學校體育と社會體育との連關性を重視すること

(十三) 保健教育に必要なる教材を加ふること

(十四) 土地の狀況、施設及學校の種類等により取扱ひに弾力性ある教材を選擇すること

(十五) 音樂遊戲は一部に偏することなく心身兩方面に價值あるものを選ぶこと

(十六) 教材の進度、段階を簡易なる形式より複雑なる形式に及ぶ考へ方を改めて選擇すること

(十七) 青年學校に於ては特に厚生の運動を加味すること

(十八) 形式よりも自然的な運動を選ぶこと

三、指導は左記方法によること

- (一) 児童生徒の自発能動性を重んずること
 - (二) 明朗潤達にして剛健なる氣象の涵養に努めること
 - (三) スポーツマンシップの昂揚に努めること
 - (四) 男女性別の取扱ひを適切ならしめること
 - (五) 個別指導を重視すること
 - (六) シーズン制の確立を強調すること
 - (七) 體育の生活化を圖ること
 - (八) 運動能力の標進を設け之に到達するやう努めること
 - (九) 體育理論の啓培に努れること
 - (十) 衛生に關する知識を授けること
- 指導に際しては特に左記に留意すること
- (一) 児童生徒の心理的發達過程に應じ自發活動を旺盛ならしめること
 - (二) 體育を興味あらしめ悦びの裡に豊かなスポーツ趣味を涵養すること

- (三) 體育的效果の發揮に努めること
 - (四) 衣食住の程度に應じ適切な指導をなすこと
 - (五) 健康ならざる者の取扱に注意すること
 - (六) 競争的取扱を重視し之により最善を盡す精神を涵養すること
- 其の他の要望事項

- (一) 體操科の名稱を體育科とすること
- (二) 教授方針教授上の注意の名稱は指導方針指導上の注意と改めること
- (三) 國民學校、中等學校の體育科教授時数は各毎週最底三時間とし更に補充として毎週三時間以上を確保すること
- (四) 指導者用及児童、生徒用教科書又は参考書を作ること
- (五) 教授要目は簡易にして基礎的なものを示し地方の實情に即應せしめること
- (六) 教材の一例を學校種別により示すこと
- (七) 用語は平易にし慣れたもの、原語を使用すること

- (八) 青年學校及國民學校に於ても課外運動に必要なる組織を設くること
- (九) 體育施設の最低標準を示すこと
- (十) 児童生徒に適した用具の規格を定め競技會等に於ても之を使用せしむるやう奨勵すること
- (十一) 教授科目の制定委員は従前の如く一部に偏することなく衆智を鑄めること

建議案

- 一 体育文化研究所を設置せられたい
 - 一 地方广に体育課設置せられたい
 - 一 体育指導者再教育のための機関を設置せられたい
 - 一 体育運動振興に必要な最少限度の用具を急遽に配給するやう手配し
尚之等用具を免稅するやう取計られたい
- 右本會議の決議に依り建議致します

昭和二十一年六月四日

体育担当地方事務官一同

文部大臣田中耕太郎殿

答申集

終戦後に於ける本邦体育の現状は、過去の体育指導理念に対する疑惑と、諸般の困難なる事情の不利なる條件により、動もすれば自信を失ひ、民主国家建設の担要なる地位を占めなければならぬ体育活動に於ける所が勘えなかつた。宜しく幾多の悪条件を克服して遂に体育本然の姿に立歸り万般の施策を揃集して、眞に民主的体育の強力な実施に當ることを必要とする。而して実施する事項は多々あるが、喫緊な事項につき大要をあげて答申とする。

一 体育指導方針の確立、

民主主義体育は、自己の生命保存と社会協力成員としての資質の育成を目的とする純正な体育理念をなすべきはなりぬ。

之が爲めには劃一的訓練を根絶し、人格の尊重と自発能動により個性を完成する樂しい体育運動を以てスポートの出現をなすべきはならぬ。

二 国立体育文化研究所の設置

醫學、力學、醫學等科學的見地より深遠にして確固不拔の体育理念の確立への研究機関の設置。

三 体育指導者養成機関の拡充強化並再教育機関の分散的設置

四 体育指導者協會(假稱)の発達促進並助長

五 体育行政機構の民主化並強化

六 中央集権化を廢し、地方体育課の設置

七 中央及地方に於ける体育人等々の民主化

八 体育實施並獎勵に關する方法

九 体育団体の民主的組織並運営

十 民衆の健全慰樂を目的とする運動種目の創設工夫並指導奨励

十一 社会体育、學校体育の一体化

七 体育施設の強化拡充及用具の内滑なる配給

一 運動場の急速なる復元及新設

二 運動用具の生産促進

三 運動用具の課税撤廃

八 バンヂテストの設定

九 女子体育の振興

一〇 女子体育指導者養成機関の強化並に資質の向上

一一 家庭生活の合理化

一二 服装の改善

十 学校衛生施設の整備拡充

一 学校の保健教育の強化並に公衆衛生の指導の徹底

二 学校衛生設備の拡充

三 学校校醫^{看護訓練等}の積極的活動の促進

十一 各一々の体育器具の設置

一 二 スポーツの純正化とアマチュア精神の確立

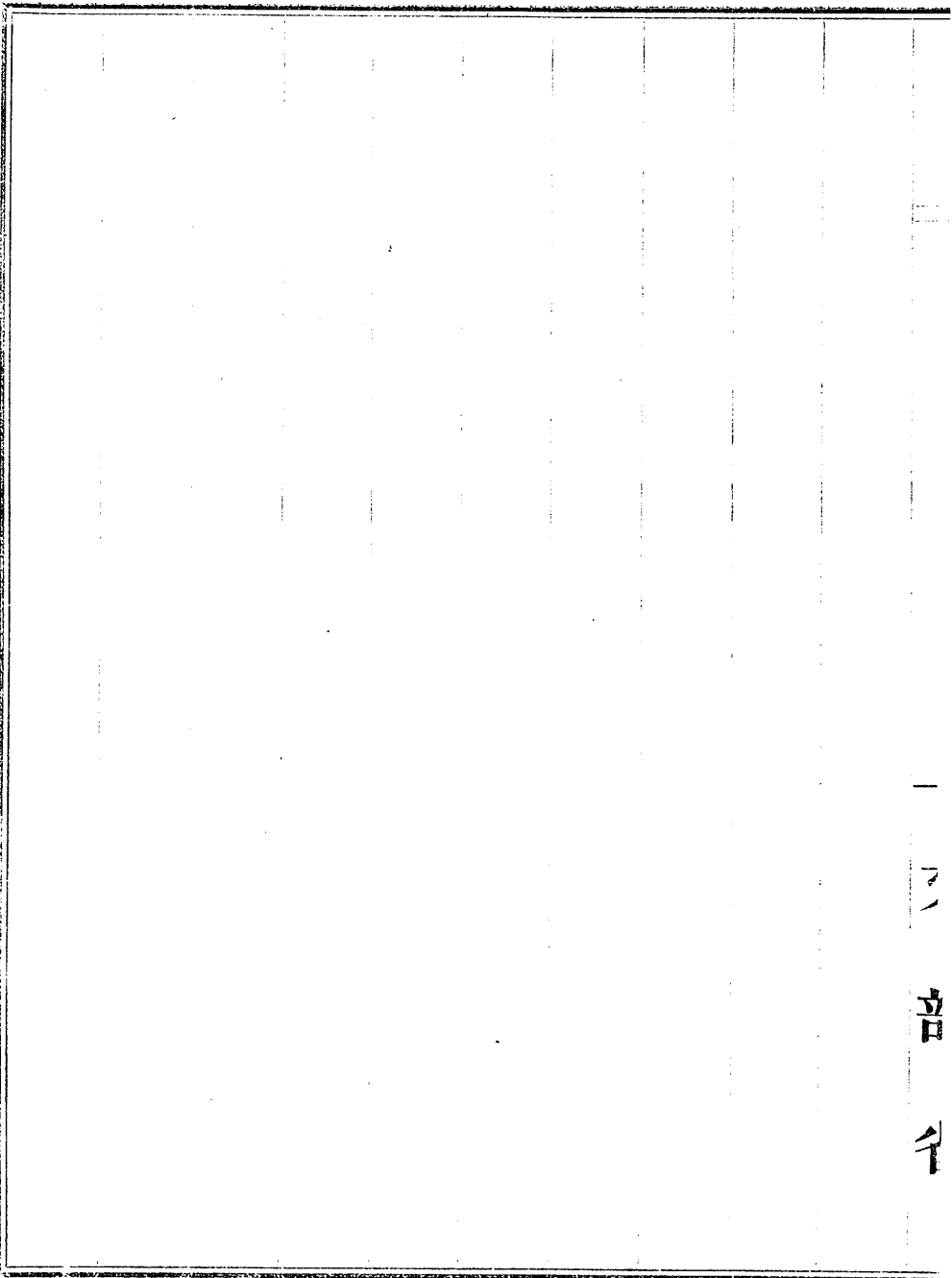
二 三 スポーツの自主的管理機関の設置

十二 体育の宣傳啓蒙

警務局地方事務委員會
於六月廿三日

昭和三十一年六月廿三日午後七時

於東京女子高等師範學校



本日は時節柄交通機関など色々と不便
の處を全国各都道府縣から懇々
集せられ御苦勞に存じます

終戦後の混乱は次第に直り、新日本
建設の事業は漸く緒につけて参りま

たが、そのための基本ともなるべき国民体力の向上に對する各位の熱心な努力は、まことに感謝にたつぬ次第であります。

此の度は書面の體育の諸問題について、中興に於て決定致し、また、もとや本府

の意圖することについて詳細さ各位にお傳へすると共に、地方に於ける實情や現場に於て直接活躍され、ある各位の積局的な意見さうかい、承けの體育行政の行くべき方向について色々と協議

致したと存じてお集り願った次第であり
ます。

御承知のやうに、永らくの教育は、今迄
の劃一的教育を廢し、真の民主的教
育を確立せねばならぬのであり、**教育に**

ついてもこの點が基本となるべきことと言ふ
途もありません。先般來朝致しました

教育使節團は報告の中にも民主的
教育の振興について色々と示唆せられてをり

ます。特に此の機會に大臣の諮問事項

と
B
旨

ごうて提出されたのでありますから、各位の
腹藏なき御意見をご答申せられたいと
存じます。この教育の民主化につきま
しては文部省自體も大いに反省して改む
べきことは際よく水を改め、為すべしと

は速かに実行に移して行きたいと存じて
居りますので、各位に於かれましても此の趣旨
を體に一層の御努力をお願いしたいのであり
ます。

学校教育について特に要望致したことは、

指導者に対する教育 施設の強化と予校

校友會運動部の健全な發達とてあり

また、此の二點に重點を置き、現下学校

體育の發展途上の隘路を打開し学

校^後のスポーツの振興に格段の努力を願ひ

たのであります。特にその際學生競技

者精神とフェアプレーの精神とを強調

して、スポーツを通じて道義心の昂揚を

爲るやう指導をしていたにすぎないのであります。

次に社會體育につきましても御承知のやうに

先般體育行政の一元化が行はれ、文部省に於て學校體育と共に一體的に取扱を行くことになつたのであります。従来は、むしろすれば此の兩者の連繫がうまくいってゐなかつた點も見られたのであります。今後は兩者を一體

として一層國民體育の振興を圖ることになり
 ました。此の度此會議は體育行政の一元化
 の行はれ、了した後の最初の會議であり
 ますが、各位は中央に於ける此の措置を
 十分に認識し、今度の施策について萬全

の措置を講じていた。よたいたのであります。申す
 迄もなく、近時若くは低下した國民の體
 位を恢復すると共に、明朗且進取的氣
 風を振起することは、再建日本の基本
 であり、かつこれが為には、體育組織の整備

⑤

體育指導者の充實、體育施設の復舊
 に努め、一部特定人に限らぬ、また體育運動
 を一般民衆に解放し、生活に根ざした
 真の民衆體育を振興することか極めて
 肝要であります。各位はよく地方の實情

と現下の社会状勢とを考慮し、民意を
尊重して国民生活に即應した體育
施策を講ずると共に、健全なる體育運
動の指導と普及にため、體育運動の
持つ特性を實生活に活用する様盡力せ

られたいと存じます。

次に学徒の勤勞についてでありますが、現
在ノ社会状勢、特に食糧事情の窮迫
は目を逐ふて深刻になり、学業の繼續
すら困難となつた地方もありますので、学

徒の勤勞は先づ自分達の食糧は自
 分達で補ふといふ心構へで、**先般来指示**
 致して居ります。学校農園の設置擴充
 に**重點を置**いていたが、**置**いたのであります。
 ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

各種の
 生長復興にも学徒の特性を活かすに
 協力するやうに致したいと存じますが、その際
 勉學や健康との均衡につきとも遺憾のない
 やうに格別の注意を拂ふと共に、**勤勞を**
 あくまで教育の一環として**實施するやう**
 一 式 書 集

指導としていたいたと存じます。尚現在
の学生生活は極めて窮迫して考つて
さうもするので、その厚生援護の方面にも
出来るだけの施策を講じていたいたたので
あります。

学生保健衛生につきましては、現在学
徒の體位は著しく低下し、最近では法
核その他の病氣が増えて参り、まことに
憂慮に耐ぬ次第であります。その対策
としては、身體検査を勵行して其の結果

に基いての措置を適切にし、或は学校
給食による生徒の食生活の指導、衛生
教育の普及等各方面に亘って学校
衛生の刷新を圖り、生徒の體位向上を
圖る必要があります。各位は衛生技術官

と協力して之が實現に當られたと存す
る次第であります。

以上色々と申上げましたが、新日本建設と
いふ理想から、現在我が国の直面してゐる
難関の打開から、早速企畫し實施せ

ねばならぬ問題は、極めて多いのであり、
 各位の熱意と努力とに期待することま
 ことに多大であります。このたびは、御奉
 集願ひましたのも、これら緊急の諸問題
 についで衆智を集め、一日も早く実行に

移さねばならぬと考へたからであります
 各位はよくこの趣旨を諒得し、十分に
 協議を遂げて、国民教育の振興に全幅の
 努力を傾けられんことを切望致す次第
 であります。

Table with 10 columns and 1 row. The text '一 部 分' is written vertically on the right side of the table.

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

一 部 分